

報告第22号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月14日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第16号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

茎崎学校給食センター施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和3年6月17日 午前10時20分頃

2 事故発生の場所

つくば市小荃401番地 茎崎学校給食センター

3 相手方

(1) 住所 つくば市上郷1357番地3

(2) 氏名 有限会社つくばプランニング 代表取締役 中山正仁

4 事故の概要

給食業務時、センター外のプラットフォーム上で下処理エプロンをハンガーラックにつるして干していたところ、風にあおられラックが移動し落下し、給食配送

車の側面に接触し損傷を与えたもの

5 損害賠償額

金223,300円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金223,300円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。